

告 示

埼玉県告示第千百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク寄居

埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百二十五―二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 周辺の交通状況に配慮すること。案内看板や安全施設、規制標識の設置、交通整理員の配置による交通安全対策を講じること。また、警備員等による巡回を行い、駐車場及び駐輪場の違法駐車・駐輪対策を徹底すること。

(2) 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例を遵守すること。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応を行い、問題を解決すること。

(3) 防犯対策として、監視カメラ（防犯カメラ）等の設置、警備員等による巡回を行うこと。また、防犯灯の設置により暗闇場所をなくし、犯罪が発生することのないよう犯罪抑止に努めること。

(4) 平成二十九年年度から始まった「第六次寄居町総合振興計画基本構想」では、実効性ある施策・事業展開の実現を目指し、町民や地域団体、行政、民間事業者などの知恵と力を結集し、町の様々な魅力や価値、持続可能な活力ある地域社会を「共に創る（共創）」体制づくりを進めていくこととしている。従って、地域振興、地域活性化に向けた取り組みへの積極的な協力をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十九年十月二十四日から平成二十九年十一月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター